

共助による 災害時要援護者支援の 活動事例集

名簿からの
キックオフ!!



はじめに

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方(災害時要援護者、以下「要援護者」という。)の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要とされています。

近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

横浜市では平成19年(2007年)から要援護者の円滑な避難支援に向けた検討に着手し、区役所から自治会、町内会などの自主防災組織への要援護者名簿の提供を通じた、共助による要援護者の避難への取組を進めています。

また、内閣府の避難行動要支援者(=要援護者)の避難行動支援に関する取組指針のなかで、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、具体的な避難方法等についての個別計画の策定が求められています。

本冊子は、既に区役所から名簿の提供を受けているものの、名簿を活用した取組が進まないといった地域の皆様に向けて、具体的に取り組んでいる地域の事例をご紹介します、今後の取組のヒントとして活用していただけるよう作成しました。

ここで取り上げた地域は、各区役所からの情報をもとに健康福祉局でヒアリングさせていただいたものです。

皆様がお住まいの地域で、既に防災、減災に取り組まれていたり、それ以外でも様々な活動をされていることと思いますが、どの活動においても、普段から顔の見える関係を築いていくことが、要援護者支援の取組の一步であると思います。この事例集を参考に、地域の実情にあった防災、減災への活動にご活用いただければ幸いです。

最後に、お忙しいなか、ヒアリングや資料の提供に御協力頂きました、各地域の皆様に御礼申し上げます。

令和2年(2020年)3月
横浜市健康福祉局

目次

はじめに	2
よこはま地震防災市民憲章 ～私たちの命は私たちが守る～	4
地域における災害時要援護者支援の活動のめやす	6
横浜市の災害時要援護者支援	7

地域の取組事例

ケース1 矢向五丁目町内会(鶴見区)	8
ケース2 中里第二自治会(南区)	14
ケース3 野庭団地第9住宅自治会(港南区)	19
ケース4 希望が丘東地区連合自治会(旭区)	25
ケース5 鍛冶ヶ谷町内会(栄区)	31
この事例集で取り上げている地域	38
参考資料の紹介	39





よこはま地震防災市民憲章

～ 私たちの命は私たちで守る ～

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうか。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

よこはま地震防災市民憲章〔行動指針〕

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっつき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

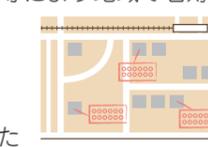
(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

地域における災害時要援護者支援の活動のめやす

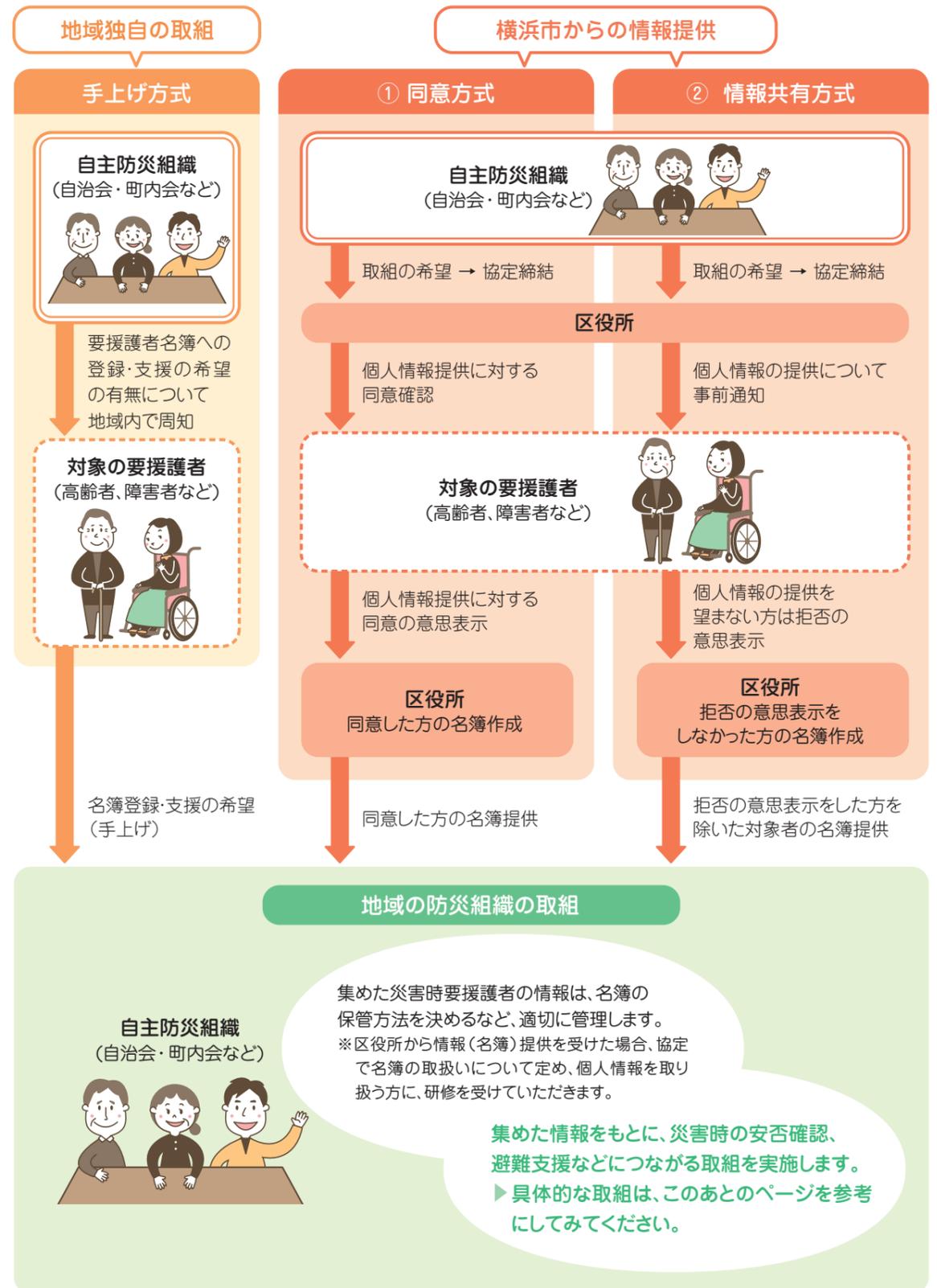
ステージ	項目	具体的な取組例
検討期	災害時要援護者の支援について話し合った	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員会等の議題とした ● 役員会等で区から事業説明を受けた ● 単発的な講演会を開催した ● 一部の役員等が講演会に参加した 
啓発期	地区内の意識啓発を図った	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発看板を設置した ● チラシ、パンフレット等を配付・回覧・掲示した ● 総会、地域のイベント等での周知を行った 
準備期	1. 災害時の支援活動の想定を行った	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組内容や活動方針の決定をした ● 役員等が図上訓練（DIG訓練、HUG訓練等）* ● まち歩き等を行う際に要援護者の避難（支援）の視点を加えて実施した 
	2. 災害時のルールや活動体制を決めた	<ul style="list-style-type: none"> ● タオルやステッカー等を活用した安否確認の仕組みをつくった ● 緩やかな向こう三軒両隣方式の仕組みをつくった（要援護者を特定せずにグループ化する等） ● 支援者を募り、新たな組織をつくった ● 関係機関との協力体制をつくった
	3. 要援護者名簿を作成し、把握した	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込書等の配付、アンケートの実施等により地域で名簿を作成した ● 区から同意方式又は情報共有方式の名簿を受け取った ● 名簿情報を地図に転記した
活動期	1. 日ごろからの活動体制をつくり、見守り活動を始めた	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員等により訪問を行った ● 要援護者を招いた交流会を開催した ● 緩やかな見守り活動を行う中で災害に備えた関係づくりを行った
	2. 支援者と要援護者のマッチングを行った	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者一人ひとりに対し、支援者を決めた ● 向こう三軒両隣のグループで要援護者情報を共有した
	3. 災害時要援護者を交えた避難訓練を行った	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込書等の配付、アンケートの実施等により地域で名簿を作成した ● 区から同意方式又は情報共有方式の名簿を受け取った ● 地図を使用して要援護者の確認をした 
個別支援期	個別支援計画を策定した	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援計画を策定した ● 個別支援計画に基づいた訓練を実施した

* DIG（災害想像力ゲーム） Disaster = 災害、Imagination = 想像力、Game = ゲーム
HUG（避難所運営ゲーム） Hinanjo = 避難所、Unei = 運営、Game = ゲーム

横浜市の災害時要援護者支援

要援護者支援の取組は、要援護者を把握することから始まります。

横浜市では、地域の皆様が活用しやすい方式を選択いただき、地域の状況に応じて要援護者名簿を提供しています（同意方式または情報共有方式）。

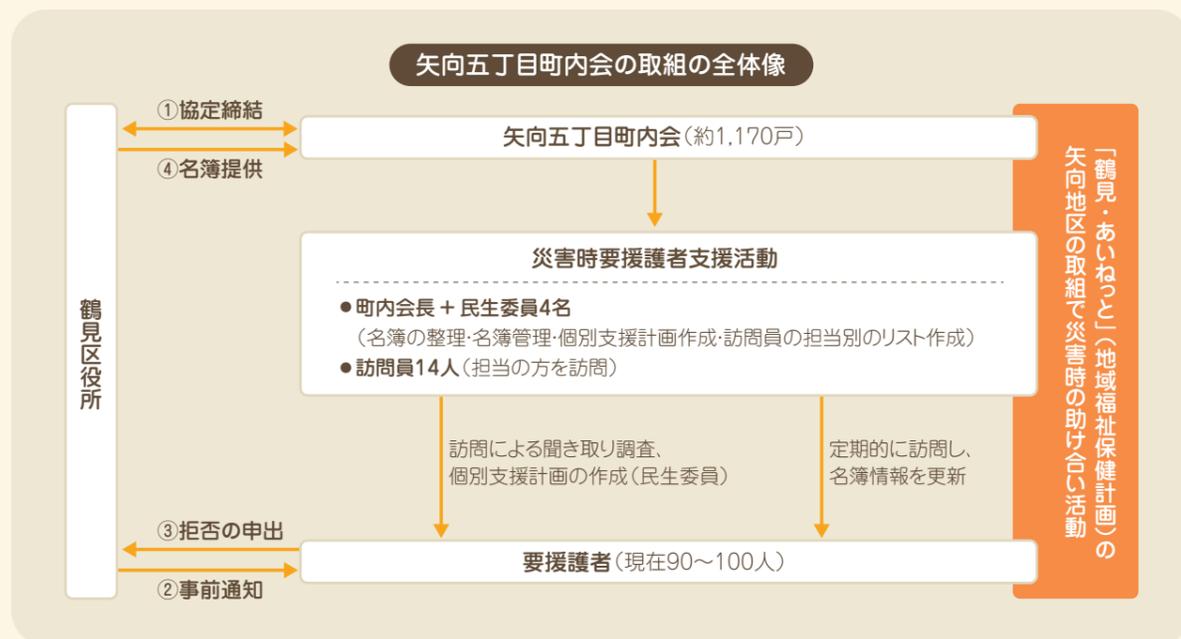


地域福祉保健計画をベースに 地道な個別計画作成の働きかけ

1 取組の全体像

矢向五丁目町内会では、情報共有方式の名簿をもとに、町内会長と民生委員が中心になって災害時要援護者の名簿管理や個別計画の作成に取り組んでいる。定期訪問による名簿情報の確認や安否確認は、担当を決めた「訪問員」が行っている。

活動の背景には、「鶴見・あいねっと」(地域福祉保健計画)の矢向地区の地区別計画があり、計画の柱の一つに「住民同士の見守り、見守られる関係づくり」を掲げ、その取組の一つとして、安心ボトルや安否確認用の黄色いリボンの全戸配布などをこれまでも行っている。



2 地域及び取組の概要

矢向五丁目町内会は、JR南武線の矢向駅から近く、戸建ての住宅のほかに、マンションや市営住宅などの集合住宅、商店などが混在した地域である。町内会加入世帯は1170世帯。町内会未加入の世帯もあるが、地域のイベントや交流活動などは盛んな地域である。

矢向一帯は土地が低く鶴見川に近いので、かつては「暴れ川」と言われ浸水の被害が多い地域であった。今でも地域住民の風水害への危機感強く、2019年の台風15号や19号の時にも地

域防災拠点への自主避難があった。しかし、地域防災拠点(矢向小学校)は矢向五丁目からは徒歩で15~20分かかるため、災害時要援護者の避難支援が課題である。地域では、要援護者支援の仕組みを作る一方で、地区内の公園などを「第2の避難場所」にできないか検討している。

矢向五丁目の災害時要援護者の取組は、「鶴見・あいねっと」(鶴見区地域福祉保健計画)の推進とあわせて実施している。同地区は鶴見区地域福祉保健計画では「矢向地区」に含まれ、地

区別計画では、柱の一つに防災を据え、「あんしんカード」や「黄色いリボン」など災害時の助け合いにつながる活動に取り組んでいる。



矢向五丁目で実施している要援護者支援の取組は、「情報共有方式」の名簿をもとに、個別計画を作るものである。要援護者支援は、連合の6町会のうち五丁目他に先駆けて取組を始め、その後、連合全体で取り組めないかという区からはたらきかけがあり、5町会でも取組を始めている。

「鶴見・あいねっと」(鶴見区地域福祉保健計画) 矢向地区の取組

2017年に安心ボトルとあんしんカードを全世帯配布した。安心ボトルは病気や薬などの情報を記入して冷蔵庫に入れておくと救急隊員や救助者が探せるというもの。あいねっとのシールが3枚あり、玄関の扉とボトルの蓋と、ボトルを入れる冷蔵庫などの3か所に貼る。

黄色いリボンは、災害時に無事なら玄関に掲出するもの。災害時に黄色いリボンが出ていない時は、救助に行き安心ボトルを探し、安心カードの情報を救助に活用する。



3 名簿に関する内容

◆ 取組のきっかけ

情報共有方式に取り組む以前から、要援護者の情報は民生委員が把握していたが、この名簿は町内会長といえども閲覧することができない。しかし災害時には、民生委員だけでは要援護者の安否確認はできず、そもそも民生委員が地域にいるかどうか分からない。

そこで現会長が町内会長になった2017年、会長として要援護者のことを把握できていなかったことに対し、自分なりに取り組みたいと思い、区との協定で会長も把握することができる「情報共有方式」を採用することにしたのが取組のきっかけである。

「情報共有方式」は「同意方式」に比べてより多くの要援護者を把握できるメリットがある。

◆ 要援護者の情報の確認

区から提供を受けた名簿に掲載された方は、民生委員の訪問先とも重なっている方が多かったため、地域の民生委員4人で名簿の重複をチェック。その後、民生委員で担当を分担し、訪問をして支援の必要性などを確認した。訪問すると、個人情報提供についての事前通知を認識していない人もおり、「名簿のことは知らない」「支援は必要ない」という人を対象から外した。

災害時要援護者の名簿は、健康状態の変化や転居などで情報内容が変わるため、常に確認が必要である。矢向五丁目では、民生委員の定期訪問の対象になっている人は民生委員がその都度状況を確認し、それ以外の人は、「訪問員」による年1回の見直しで変化を確認している。

4 名簿活用に関する内容

◆「訪問員」(支援者)を決める

矢向五丁目では、支援者を「訪問員」と呼んでいる。区からの名簿と民生委員の名簿をチェックし、結果を集約したところ、当初「訪問員が少なくとも10人は必要」と判断した。地域で人選し、お願いしたところ、14名が賛同し、自治会の役員ほぼ全員が訪問員になっている。対象となる要援護者は90～100人ほどで、訪問員1人に対し受け持つ要援護者を3人とし、訪問員が不足しているところは民生委員がカバーするようにした。

訪問員を対象に、区の高齢・障害支援課の係長に来てもらい、個人情報についての研修を実施した。

◆訪問員と要援護者の組み合わせ

人数で一律に決めるのではなく、面識の有無や性別など、要援護者の方が受け入れやすい訪問員の組み合わせを考えている。たとえば地区内の大きなマンションや市営住宅内の要援護者には、外から民生委員が入るのではなく、日頃から馴染みのあるマンションや市営住宅内の住民に、訪問員として依頼している。

また、「男性が行くと警戒するおばあちゃんがいる」と聞き、女性の訪問員が担当することにした。しかし、発災時の避難支援では、寝たきりの人の避難の支援には力のある人が必要という考えもあり、試行錯誤している。



◆訪問員の活動内容

訪問員には、最初の要援護者の確認の時に民生委員と一緒に回ってもらう。個別計画は民生委員と自治会長が作って保管し、これとは別に、訪問員の担当のところだけのリストを作って訪問員に渡している。

訪問員による訪問は町内会の取組なので、民生委員の毎月の定期訪問と違い、訪問員と要援護者の関係やそれぞれの状況に応じて柔軟に考えている。訪問の周期は、訪問が年1回の場合もあれば、比較的元気な人には、街で会った時を「訪問」としてもよいことにしている。

◆課題

情報共有方式の名簿を活用した要援護者支援は、訪問員や民生委員が災害時に救助することを保証するわけではない。災害発生時に安否確認をし、「大丈夫ですか」の声掛けをする役だと考えているが、そのことを理解していなくて「この名簿に載れば助けてくれるんですか」という人もいる。担当する要援護者からそのような質問をされた時、訪問員は自助、共助、公助の意味と自助、共助の重要性について説明できないといけない。また、個人情報の取扱いなどの知識もきちんと持っておく必要がある。

当初お願いした人は個人情報の研修を受けたが、これからマンションなどの訪問員が増えると研修の必要があると考えている。

矢向五丁目では、町内会に加入していない世帯もあるが、現時点では要援護者には未加入世帯はない。また、今は近所の交流もあるが、これからは高齢化で対象となる訪問先が増えていくことが想定され、支援者の不足が課題となっている。

5 日頃からの地域の取組について

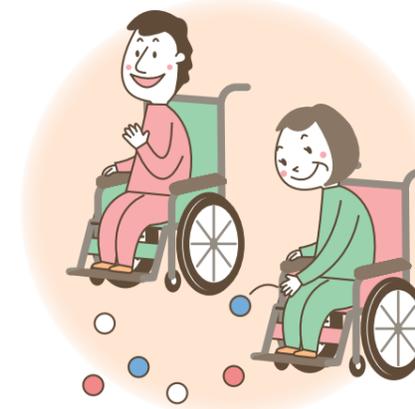
災害時の要援護者支援をはじめ地域の防災・防犯は、「当たり前のことだけれど『向こう三軒両隣』の関係が大事」と町内会長が言うとおり、矢向五丁目では地域住民の交流の機会が多い。様々なイベントや体を動かす機会を作り、高齢

者に表に出てきてもらう工夫をしている。一方、高齢者の交流だけでなく、若い人とのつながりにも注力している。そのためには、祭りをはじめとする地域のイベントの機会をとらえ、関係を切らさないようにしている。

こんな活動・工夫も

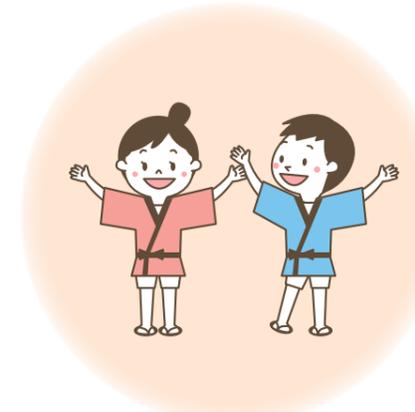
交流や外出の機会づくり

- 老人会での映画・茶話会・カラオケ
- 歌声喫茶は地域ケアプラザを使って毎月開催。40人定員で2回/日の人気イベント。
- 保健活動推進員によるポッチャ(月1回)、ラジオ体操(毎朝)、グランドゴルフ(年5回)、ノルディックウォーキングなど。



子ども・若手とのつながりづくり

- 子ども神輿を卒業した中学生にはついでに神輿を担いでもらった。中学生は災害時に協力してもらえるので、関係をつくっていききたい。
- 地域の若手には、「普段の町内会の会合には来なくていいから、イベントを手伝って」といっている。イベントを提供して関係を切らさないようにする。おやじの会もあり、子どもが卒業しても親には地域の活動に残ってもらう。



個別計画 (鶴見区参考様式)

鶴見区 災害時要援護者 個別計画

参考様式

災害発生時に、要援護者の安否確認、避難支援等が近隣の助け合いのもと円滑に進むように、自主防災組織 (自治会町内会等) があらかじめ該当世帯を把握するために、個別計画を作成し、必要に応じて活用することに同意します。
(同意・署名欄)

年 月 日 氏 名 _____

【代筆者 (本人との関係)】

ふりがな				生年月日	年 月 日
氏名				性別	(年齢 歳) 男 ・ 女
住所	横浜市鶴見区				
住居の種類	戸建 (階建) ・ 集合住宅 (マンション・アパート等) の 階 ・ その他 ()				
連絡先	電話番号		携帯電話		
	FAX		E-mail		
世帯状況	1 ひとり暮らし 2 _____人世帯 (同居家族の続柄・状況など) 3 その他 ()				
緊急連絡先	ふりがな	関係	連絡先		
	ふりがな	関係	連絡先		
配慮しなくてはならない事項	1 移動困難 【想定される移動手段 担架・車いす・杖歩行・その他】 2 音が聞こえない (聞き取りにくい) 3 物が見えない (見えにくい) 4 言葉や文字の理解がむずかしい 5 危険なことを判断できない 6 その他				
安否確認・避難支援の方法など					
避難場所・経路など					
避難支援を行う方	ふりがな	関係	連絡先		
	ふりがな	関係	連絡先		

第3期鶴見区地域福祉保健計画 (鶴見・あいねっと)

矢向地区で推進している見守りの取組の説明 (地域ケアプラザに掲示)



4 名簿活用に関する内容

◆ 避難訓練

中里第二自治会の区域は、平地の部分と崖地が多い丘陵地とからなっており、要援護者は両方の地域に居住する。自由に歩けない要援護者の避難を想定して、支援委員やサポーターがリヤカーや車いすに乗った訓練を発足当初から2回実施した。

南小学校から広域避難場所まで点検しながら坂道を歩いたが、実際にやってみると運ぶのに4～5人かかってすごく大変だということがわかった。2回目には要援護者の家族の方の参加もあった。



◆ いっつき避難場所サロン

要援護者は、一人暮らしではない方でも、その多くが日中は独居状態で引きこもりがちになっているのではないかと想定され、そういう方は避難訓練にも出てこないの、どのように関係づくりをしたらよいか課題だと考えていた。

その解消策として、自治会が保有する「場所」(2015年3月に建て替えた町友会館)と「送迎手段」(自治会パトカー)を活かして、サロンを開いて何気ない茶話会を開いて誘ったらどうかという構想が生まれた。

その第1回として、2017年11月に「いっつき避難場所サロン」を初めて開催した。要援護者をはじめ、支援委員、サポーター、南警察署員、区役所担当職員など30人ほどの参加者があり、「今後もぜひ継続を！」と期待の声もよせられて、最初は年1回だったが、その後年2回開催するようになっていく。できるだけサロンに来て話をして、自分のことを覚えてもらうように誘っている。車いすで来る方も

おり、体調などに応じて自治会パトカーで迎えに行く場合もある。



2018年度には、「災害時に役立つかんたんおかず作り」をテーマにした懇談会と、「暮らしの安全安心」と題した消費生活推進員のグループによる寸劇と経験談の交流(防犯の知恵)の2回が開催された。これらは、町友会館に来ること自体を避難訓練と見立て、支援対象者の孤立化を防ぐ取組と考えている。

そのほか、毎年実施している会員参加方式の新年の集いに参加を呼びかけている。こうした取組の結果、要援護者及び家族の自治会行事への参加も少しずつ進んでいる。

◆ 「隣近所の助け合い」を第一に

この仕組みを作る中で、要援護者の方に常に言っているのは、「優先的に対応できるとは限らない」「要援護者は助けてもらうだけの人ではない。もしかしたら災害時には支援者が倒れてしまうかもしれない。その時には、まわりに声かけをしてほしい。」ということだ。「普段馴染みない人は声かけしづらいので日頃から自分のことを知ってもらうことが重要だ」ということも話している。

要援護者の中には在宅医療を受けている人もあり、避難訓練には自分で参加できない方が多いが、家族の方に来てもらっている。

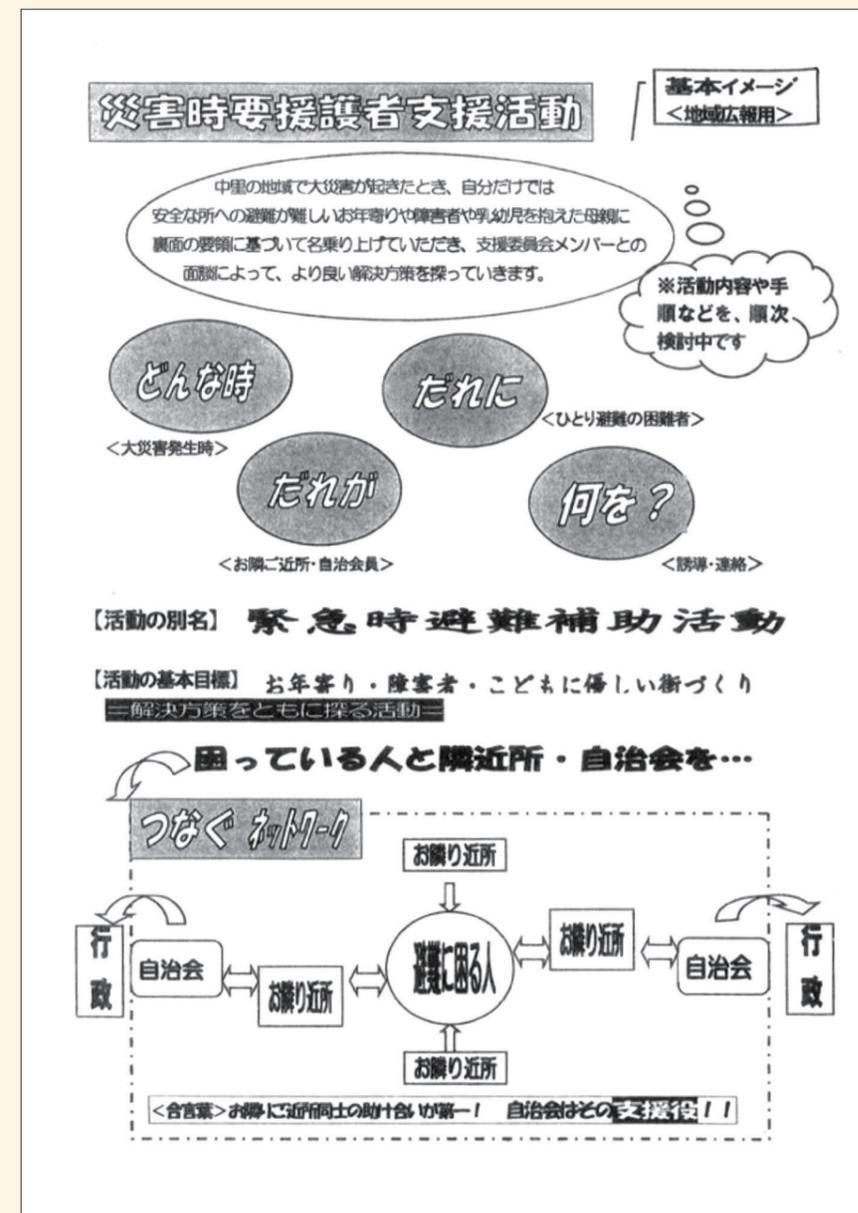
◆ 今後の課題：風水害への対応

2019年の台風19号の時に、町友会館に避難したいという人がいた。その時は、大岡川は大雨で護岸ぎりぎりまで水位があがったが幸い浸水はなかった。しかし以前は南小学校

の体育館も床上浸水したことがあり、今後は分水路がうまく働かないと水害が発生する恐れもある。「台風15号では瓦が飛んだ家もあり、今回の台風で、風水害の一定のシミュレーションができた。今後は地域も行政も風水害対策を考える必要がある」という。地域防災拠点である南小に行くまでのつなぎとして、町友会館をいっつき避難場所にするとなると毛布や飲み物も必要になる。地域防災拠点自体、体育館には100人程度しか収容できないことも課題になっている。



災害時要援護者支援活動基本イメージ



サポーター協力のお願い

中里第二自治会・災害時要援護者支援委員会

“サポーター” ご協力のお願い！

「災害への備えを日ごろから…」を合言葉に、安全な避難に困る方への見守りや声かけを担当し、安心して安全な生活への手助けをしてみませんか。

【自治会員の皆さんへ！ ⇨ こんな役割へのご協力をお願いします】

1. 日ごろの声かけ活動
顔を合わせた際、「お元気ですか？」とあいさつを交わして様子を尋ねます。それが買い物や行き帰りで、通りがかりのときでも構いません。
2. 状況の把握
支援委員会の担当委員と連絡を取り合いながら、支援対象者の状況を確認します。
3. 講習・訓練に参加
支援委員会をとおして、行政機関などが呼びかける防災講演会や自主防災訓練などに参加し、日ごろから防災・減災に心がけます。
4. プライバシーに配慮する
“サポーター”は、役割の関係から手助けを希望する方のプライバシーに触れる機会があるため、個人情報を守るよう努めていただきます。
5. 情報交換を密にして
手助けを希望する方の「転居」や「施設入所」その他生活上の変化が確認された場合は、担当の支援員に報告・相談していただきます。



活動の要点

大規模災害が発生した時、まずはじめに自分と家族の身の安全や安否を確認し安全な避難を優先してから、担当支援員と連絡を取り合い、支援希望者への対応に入ります。

中里第二自治会・災害時要援護者支援委員会

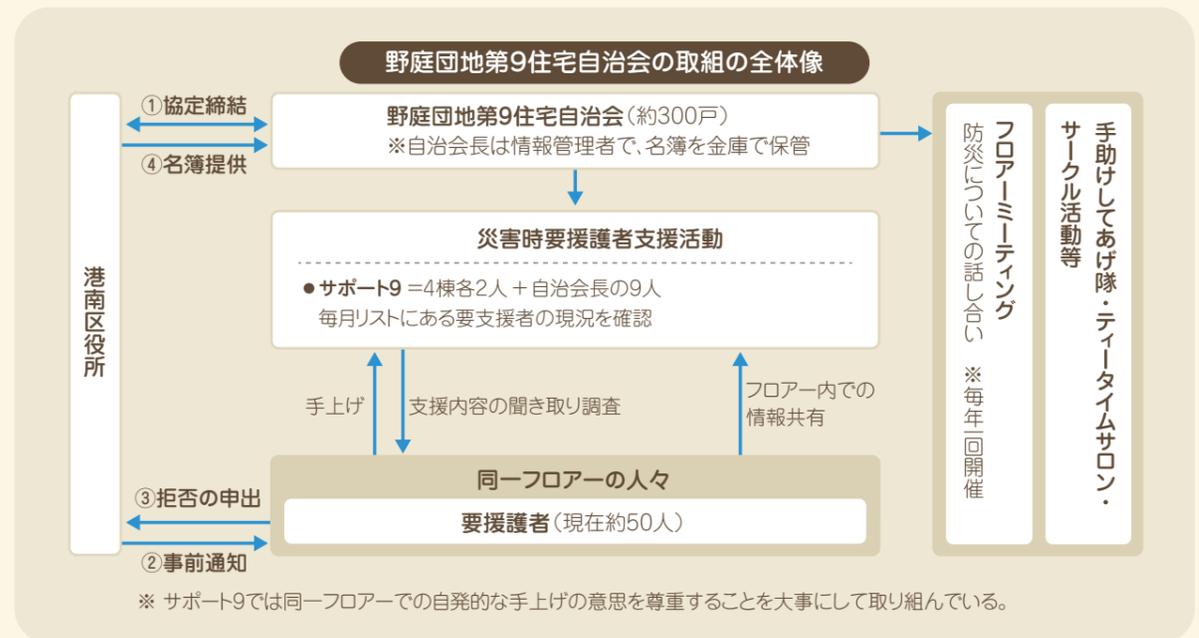
- 委員長 ○○○○
- 事務局 ○○○○
- 〃 ○○○○
- 〃 ○○○○

「サポート9」を中心にフロア内で情報を共有する仕組み

1 取組の全体像

当自治会は、片廊下式の集合住宅の特性を活かし、フロア内での要援護者情報を共有化して、いざという際の助け合いを促す仕組みである。この団地は4棟からなるので各棟2名ずつ8名（民生委員を含む）の情報取扱者と自治会長（情報管理者）を合わせたメンバーからなる「サポート9」

を中心に、要援護者の把握、月1回の現況確認を繰り返す密な仕組みである。本人の了解をとったうえでの情報共有が要となっており、フロア内での助け合いを実施できるのが大きな特徴である。



2 地域及び取組の概要

◆ 地域の概要

1977年完成の4棟、10階建ての分譲集合団地で、世帯数は300世帯。入居して43年が経過しており、自治会加入率は95%と高い。

1戸当たりの住戸専有面積は約84㎡と団地内で最も広く、住戸タイプは4DK。野庭団地では最も上永谷駅に近いところに立地。

◆ 取組のきっかけ

2011年3月11日の東日本大震災では、けが人はなく、低層階は被害がなかったが、高層階では家具や家電、食器類が散乱し、家の中に入れない住戸もあった。日中であったため、自治会長、管理組合理事長、防災隊長は不在で、住民への指示や被災状況の把握などができない状況であった。

震災直後はまず、隣近所の助け合いが大切だと痛感、管理組合、自治会、防災隊、民生委員、家庭防災員が集まり、防災懇談会を開催し、隣近所の助け合いには普段からのつながりが欠かせないことが共有化された。

翌2012年、管理組合・自治会・防災隊の三者共催で、集合住宅のメリットを活かしフロアごとにいろいろな意見交換をすることになり、9月、第1回フロアミーティングを開催。土日を利用して棟別に開催したが、日を追って参加率は高まった。



3 名簿に関する内容

2015年4月、自治会定時総会で、「災害時要援護者支援プロジェクト」を立ち上げることを決議し、自治会からの呼びかけに応じて5人が応募、自治会正副会長も参加し、8人からなるプロジェクトチームが発足した。

プロジェクトチームは、区役所の担当課長にも来てもらい、毎月1回勉強会を開催し、2016年3月、「災害時要援護者支援活動組織」（修正案）で説明会を開催し、同4月、「災害時要援護者支援指針」（案）を作成、自治会総会に報告、承認を得る。

2016年6月、災害時要援護者支援活動（愛称：サポート9）発足。

〈サポート9のメンバー構成〉
各棟男女各1人ずつ8人（情報取扱者）＋自治会長「みんなで支え合う（＝サポート）第9自治会」

※サポート9は「災害時に家族などの支援が受けられず、自力での避難が困難な方を、迅速に避難できるように支援する体制」で、災害時要援護者を登録することとしている。

2016年8月、「手上げ方式」（非自治会員にも呼びかけ、自主性を尊重。部屋番号と氏名のみ収集）と「情報共有方式（区役所と協定を結び、災害時要援護者名簿を提供してもらう）」とで名簿を作成した。

最初の手上げでの支援希望は20世帯、23人であったが、現在は50人（女性29人、男性21人）となっている。

名簿を作成してみて分かったことは次の通り。

- 新たな要援護者に気付くことができた
- 住民の具体的な状況を把握することができた
- 日頃の見守り・支えあいにつながった
- 住民の間に安心が広がった



4 名簿活用に関する内容

名簿を作成したのち、個別に聞き取り調査を実施し、サポート9で確認、フロア内での共有について、本人に確認し、了承を得たうえで、同じフロア内で情報を共有する仕組みである。



具体的には、2016年12月、行政から1回目の情報提供、手上げによる登録者も募集。情報取扱者がどんな支援が必要かを聞き取り、フロアに伝達することで情報を共有している。



サポート9が聞き取り調査した調査票は、情報管理者の自治会長が金庫に納めて厳重に管理している。

サポート9は、毎月、リストにある一人ひとりの現況を確認している。

フロアごとに、要援護者の情報が共有されており、誰が支援するかどうかは決まっていないが、いざというときに、同じフロアの人が即座に対応できる。

〈近助〉＝近くにいる人がお互いに助けあうという発想。

日頃の見守りにも活かしている。



年 月 日

自治会からのお知らせ※この文書は全戸配布です

「サポート9」^{キュー}（第9自治会災害時要援護者支援活動）

「災害時の援護希望者（全住民対象）」

受付を始めます

自治会長

あっ！地震だ！これは大きい！

自分ひとりでは、逃げることもできない。どうしよう？！

そんな心配のある方、どうぞお申し出下さい。

第9自治会が力をお貸しします。

掲示等でお知らせしましたが、災害時要援護者支援活動（「サポート9」^{キュー}と命名）の支援体制が整いました。そこでまず、自ら援護を希望する方（第9住宅全住民対象）を募ります。ご希望の方は、下の用紙に記入し、封筒に入れて、 月 日（ ）までに各棟1階の自治会ポストに投函してください。申し出の方に、後日支援チームの者が訪問し、具体的な支援についておたずねします。

.....キュー.....リ.....ト.....リ.....

私は、災害発生時の援護を希望します。

年 月 日

室番号（ ）氏名（ ）

第9住宅 サポート9 ^{キュー} はこんな組織です

- (目的)
- ① 災害時に家族などの支援が受けられず、自力での避難が困難な方を、迅速に避難できるように支援する体制です。
(誰を?)
 - ② 希望される方を登録します。(登録された方は「災害時要援護者」と呼びます)
(まずは自助)
 - ③ 「迅速な避難を支援」することが目的ですが、まずは自分で自らが避難すること(自助)が前提で、「助けに来てくれる」ことを期待するものではありません。
(情報の管理)
 - ④ 登録された方々の情報は、横浜市の定めた規定に基づき管理します。従って外部に漏えいすることはありません。
(厳重な管理)
 - ⑤ その情報管理責任者は「自治会長」が当たり、情報はすべて金庫に保管します。
(講習受講)
 - ⑥ 上記の情報管理者のほかに「情報取扱者」(下記の担当者)を定めます。管理者・取扱者とも区役所の主催する講習会を受講し、修了することが義務付けられています。
(自治会と区役所の協定)
 - ⑦ 災害時要援護者に登録する手順は、自治会と区役所が協定を結び(第9住宅は28年に締結済)区役所から「要援護者名簿」の提供を受けます(区役所が管理している要支援・要介護者として登録されている名簿)。
(登録調査票の提出)
 - ⑧ 希望される方には第9住宅の様式に従って「登録調査票」に必要な事項を記入して提出していただきます。
(登録調査票には)
 - ⑨ 内容は、緊急連絡先・かかりつけ医者・常用薬等、支援に必要と思われる事項を記入します。
(登録)
 - ⑩ 提出していただければ審査なしで自動的に「災害時要援護者」に登録されます。また、区役所から提供される名簿以外の方でも、趣旨を理解して登録を希望される方は、申し込み登録できます。
(日頃の見守り)
 - ⑪ 登録者の了解のもとに、最小限の情報は同じフロアの方々にも共有していただき、日頃の見守り活動につなげます。

5 日頃からの顔の見える関係づくり等に関する内容

自治会は様々な活動・行事を通して、多くの住民が集い触れ合う場を提供している。管理組合の緑化委員会(ガーデンクラブ)や各種サークルは会員同士が自主的に楽しく活動する場であり、見守り合いとしての役割も果たしている。

2017年、シルバークラブに「手助けしてあげ隊」を作り、助け上手や助けられ上手を進めており、日頃からの関わりづくりに成果をあげている。

月末に開催されているティータイム・サロンは12～13人位の参加であるが、見守り活動の場にもなっている。



野庭団地第9住宅自治会 サポート9 調査票

作成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

部外秘

* 下の二重枠線内の内容については、情報取扱者および同じフロアの方々に開示されます。

ふりがな		要援護者との続柄
申込者氏名	(印)	要援護者の

ふりがな		性別	男 ・ 女
要援護者氏名		年齢	歳
住所	号棟	号室	
生年	大正 ・ 昭和 ・ 平成 _____ 年 生まれ		
電話番号	固定電話	045 ()	
	携帯電話	_____	

要援護者の状況	下記の番号に○をつけてください。		
	1	歩行困難(寝たきり)	
	2	歩行困難(常に車椅子で移動している)	
	3	歩行可能であるが杖などが必要・場合により車椅子	
	4	高齢で夫婦二人・一人暮らし	
	5	日中は一人暮らし(通常 _____ 時ごろから _____ 時ごろまで)	
	6	その他(具体的に)	
どういう援護が必要か、具体的に記入			

病院名			
科			
電話	()	()	()
薬			

お薬手帳 有 ・ 無

- ※ 裏面に緊急時の連絡先を記入してください。
- ※ この調査票の内容に変更が生じた場合には情報管理者(自治会長)にご連絡ください。
- ※ この調査票は災害時要援護者支援活動にのみ使用し、他には一切使用しません。情報管理者(自治会長)は、厳重な管理をいたします。

「災害時に一人も見逃さないために」を合言葉に
連合自治会単位の先駆的な取組

	の緊急連絡先
--	--------

* 以下の連絡先は、家族・親族だけでなく、近隣に居住している方で、ふだんから親しくしている方、万ーの場合にすぐ駆けつけてくれる方等を記入してください。
* 災害時以外にも緊急連絡が必要な場合には利用いたします。

ふりがな		電話番号	携帯電話	
氏名		固定電話		
住所				
備考	要援護者との関係を具体的に記入してください。			

ふりがな		電話番号	携帯電話	
氏名		固定電話		
住所				
備考	要援護者との関係を具体的に記入してください。			

ふりがな		電話番号	携帯電話	
氏名		固定電話		
住所				
備考	要援護者との関係を具体的に記入してください。			

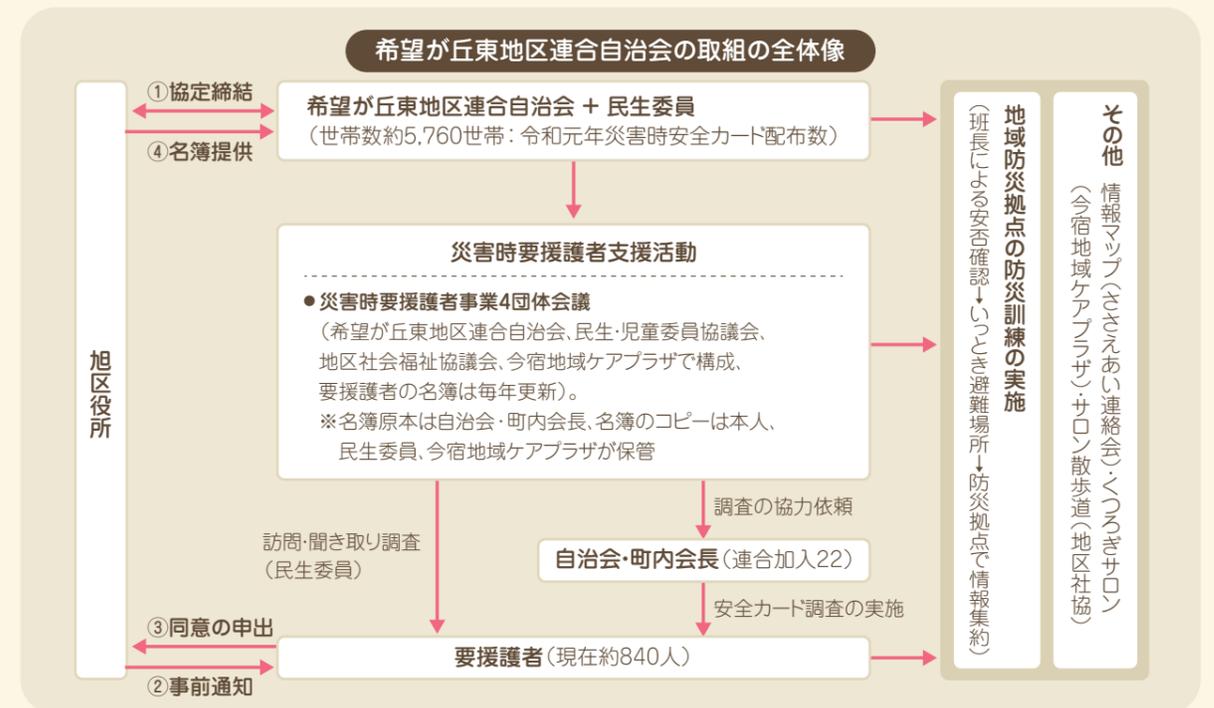
ふりがな		電話番号	携帯電話	
氏名		固定電話		
住所				
備考	要援護者との関係を具体的に記入してください。			

* 念のため緊急連絡先の方には、あらかじめ了解を得ておいてください。

1 取組の全体像

希望が丘東地区連合自治会では、旭区からの名簿提供（同意方式）を受け、民生委員、連合自治会、地区社協、地域ケアプラザで構成する「災害時要援護者事業4団体会議」が名簿づくり及び支援活動の中核を担っている。災害時安全カード収集は自治会・町内会を通じて行っているが、

要援護者全員の訪問・聞き取り調査は同団体のメンバーである民生委員が行っている。名簿を活用した取組としては、地域防災拠点の避難所訓練で要援護者の安否確認を行い、情報集約を行っている自治会もある。



2 地域及び取組の概要

◆ 地域の概要

希望が丘東地区連合自治会は、相鉄線希望ヶ丘駅の北側に広がっており、区域内の22の自治会・町内会が加入している。5つの非加入自治会を含めて、世帯数は約5,760である。

地形は相鉄線沿いの低地から北に向かって広がる丘陵地で、戸建て住宅が主体の比較的閑静な住宅地である。地区内のほぼ中央に小学校・中学校・コミュニティハウスがあるほか、地区北部の今宿地区センター、今宿地域ケアプラザが地域活動の拠点的存在となっている。



◆ 取組のきっかけ

民生委員制度90周年事業の中で、2006年から、災害時要援護者支援に備える防災キャンペーン「災害時に一人も見逃さない運動」という取組を全国で展開した。それがきっかけで、希望が丘東地区では2007年から「災害時に一人も見逃さないために」を合言葉にこの活動を始めた。最初は民生委員だけで開始し、当初の安全カードは救護の役に立つよう要援護者が寝ている場所まで書いてあるようなものだった。

その後3～4年たってから、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）だけでは大変だということで、希望が丘東地区連合自治会、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、民児協の3者が予算を分担して共同で行うことになり、今宿地域ケアプラザも加えて4者で実施する

ことになった。（「希望が丘東地区災害時要援護者事業4団体会議」の発足）

当初から担当している民生委員は、「はじめ、一人が見守りをする要援護者は3人程度で、見守りは簡単だと思っていた。その頃は見守りが必要な人がいることを見つける手立てがなかったが、その後安全カードの仕組みができてから漏れが少なくなったので、今は一人で平均30世帯を受け持っている。」と言う。



3 名簿に関する内容

◆ 手上げ方式と同意方式の併用

名簿づくりは、区から情報をもらう前に、手上げ方式で「災害時安全カード」に記入してもらう形で、自治会・町内会を通じて個々から集めている。対象者は、70歳以上の高齢者、要支援・要介護認定者、障害者・障害児・難病者、認知症のある方、その他援護を必要とする方、としている。希望が丘東地区には27の自治会・町内会があるが、連合自治会の活動に参加していない自治会もある。その場合は自治会を通さず、民生委員が本人から直接カードをもらってくる。また、毎年安全カードを出すのが負担とを感じる人もいたので、民生委員が聞き取りで記入することもある。

区からは年1回、同意方式による名簿提供を受けている。名簿提供については、連合自治会長と区長の協定による名簿取扱者に民生委員も加えたので、名簿は民生委員にも渡る仕組みになっている。

さらに民生委員も独自に情報を集めており、自治会長と民生委員が集計を行い、前年とどう推移したか、自治会・町内会ごとにわかるようにデータを整理している。

新規に登録する方は毎年100人以上いるが、施設や病院に入所・入院したり亡くなる方もいるので総数はあまり変わらない。

民生委員は、区から名簿で提供された要援護者宅を全て訪問して状況を確認している。

安全カードは各自治会・町内会長が集めた原本を保管し、コピーを3部作成して、本人、民生委員、今宿地域ケアプラザが保管することとしている。データを持っているのが民生委員と自治会長であるということが、要援護者の安心感につながっている。

4 名簿活用に関する内容

◆ 訪問による見守り

普段の見守りは、民生委員が月1回程度訪問して行っている。2007年当初、どのように訪問するか、いろいろ議論した結果、ホタルファンドという旭区の助成金を受けて購入した防災グッズを渡しながらか訪問することとした。防災グッズは懐中電灯や緊急用呼び笛（IDカード付き）などで、大変喜ばれた。

訪問してみると、必ずしも援護が必要な方ばかりではなく、普段の見守りは不要という方がいる一方、今まで元気だった方が、急に状態が悪くなることわかるため、そのような場合は地域包括支援センターへつなぐようにしている。

安全カードがあることによって訪問ができるので、民生委員の立場からすると、安全カードを一人でも多くの方に提出して欲しいと思っている。「カードがきっかけとなって日頃の関係づくりができ、その後もちょっとしたことで訪問できるのが良い」と言う。

◆ 「隣近所の助け合い」と避難訓練

災害時については「民生委員も自治会長も災害時に何が起るかわからない。向こう三軒両隣が大切だ。」と訪問の時、常に言っている。普段の見守りは民生委員、有事の安否確認は自治会がやるべきこと、と仕分けているのがこの地区の特徴だ。

また、防災訓練や避難訓練に名簿を活用できないかと、地域防災拠点と連合自治会、地区社協、民児協で話し合い、地域防災拠点の防災訓練で自治会の班長が災害時要援護者宅を訪問し、安否確認を行う積極的な自治会もある。今後はこの取組を拡大する予定だ。

要援護者支援とは離れるが、防災訓練では家庭防災員と連携して、非常食の試食コーナーなどの取組を行い、好評を博した。



5 関連するその他の取組

◆ 情報マップ

退職した男性の中には、自分が所属している町内会名も知らないという人がいることがわかり、希望が丘東地区ささえあい連絡会で、「ささえあい見守り情報マップ」を作成した。この冊子には、自治会・町内会のエリア図、地域の行事、町内会館・コミュニティ施設・医療施設・薬局、要援護者等の相談・問い合わせ先、子育て関係施設、地域ケアプラザ、あんしんカードなどの情報をまとめて掲載している。

◆ くつろぎサロン

今宿地域ケアプラザでは、月1回「くつろぎサロン」を開催している。家にひきこもりがちな退職後の男性が外に出るきっかけをつくるため、サロンでは、レコード鑑賞と200円のおいしいコーヒーを提供している。コーヒーははじめプロのマスターが入れていたが、その後コーヒーの入れ方を教えられた参加者が「コーヒー隊」を結成して自ら提供するようになった。



◆ サロン散歩道

地区社協が始めた「サロン散歩道」は見守り活動として重要だ。地区内の5つの会館に持ち回りで年2回ぐらいずつ開催する。そのなかでも、今宿地域ケアプラザのコーヒー隊が人気であちこちに顔を出している。参加者の中には杖をついても来る人もいて、生きがいになっている。



◆ 今後の課題

2019年に設立した団体、「地域サポート希望が丘東」では、自治会加入未加入に関係なく活動できる体制となっており、既存の災害時要援護者支援事業を引き継ぐ予定。また、地域でできるSDGs(持続可能な開発目標)を目指して、移動スーパーの立ち上げやコミュニティバスの運行を目指した取組など、引き続き、「不便を便利に」「不安を安心に」を目標に活動を続けている。希望が丘東地区連合自治会は、先に触れたような地区の独自活動や、新たな課題に向けた取組が始まっており、今後が期待される。

「災害時に一人も見逃さないために」(災害時安全カード調査趣旨説明)

令和元年6月25日

災害時に一人も見逃さないために 災害時安全カード調査について

希望が丘東地区連合自治会	会長	〇〇〇〇
同 社会福祉協議会	会長	〇〇〇〇
同 民生・児童委員協議会	会長	〇〇〇〇
	会長	

災害発生時に自治会・町内会の救護活動に対応するために、今年も希望が丘東地区災害時安全カード調査を行います。

記

1. 調査対象者

- (1) 70歳以上の高齢者
(ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、昼間ひとり暮らし)
- (2) 要支援・要介護認定者
- (3) 障害者、障害児、難病者(人工呼吸器、透析等)
- (4) 認知症のある方
- (5) 上記に準じ援護を必要とする方

2. 調査は次の手順で行います。

- (1) 自治会町内会から災害時安全カードを全世帯へお届けします。
- (2) お手数ですが必要事項をご記入の上、添付の封筒に入れて封印をお願いします。**(援護の必要がない方は提出不要です)**
- (3) 前年度安全カードを提出された方もあらためてご提出下さい。
- (4) 封筒は8月10日までに班長・組長さんにお渡し下さい。

災害時発生時に援護活動が出来るよう自治会町内会長及び地域担当の民生委員が平素から情報を管理し、一刻でも早い援護活動のため、災害時安全カードを公開しますので、ご了解をお願い致します。尚、各自治会町内会の防災対策活動にも情報の一部を開示致します。

ご不明な点は、自治会町内会長、地域担当の民生委員にお気軽にお尋ね下さい。
以上

※ 安全カードは自治会町内会長、民生委員、ケアプラザの三者で管理し、3年経過後に民生・児童委員協議会長が責任をもって処分します。

担当民生委員名 _____



災害時安全カード

令和元年度災害時安全カード 希望が丘東地区統一

この安全カードは、災害発生時に要援護者（この安全カードに記載・提出された方）を援助することを目的とした調査です。
 また、災害発生時はもとより、防災対策活動や民生児童委員による見守り活動にもその一部を活用します。なお、昨年度安全カードを提出された方も改めて提出してください。

上記に同意して提出します。（ 令和元年 月 日）

自治会・町内会名

ふりがな 世帯主氏名	住所	電話番号 (携帯番号)
		()
世帯の状況 (該当するところにチェックしてください)	<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢世帯 <input type="checkbox"/> 昼間ひとり暮らし(70歳以上) <input type="checkbox"/> 障害者のいる世帯 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 認知症の方がいる世帯

ふりがな 要援護者氏名	性別	生年月日	血液型	身体状況
	男	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	女	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	男	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()
	女	大正・昭和・平成 年 月 日	A・B O・AB	寝たきり・車いす・杖、歩行用具使用 自力歩行・その他()

緊急連絡先

ふりがな 氏名	続柄	住所	電話番号 (携帯番号)
			()
			()

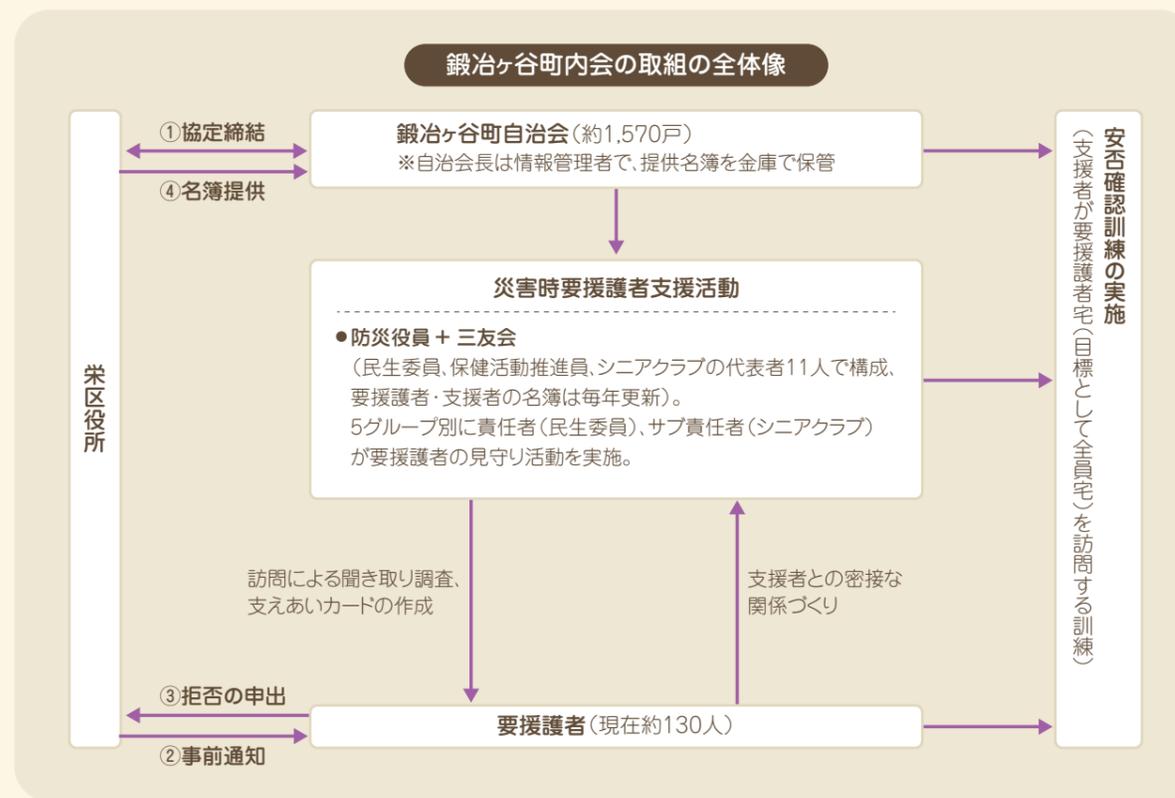
かかりつけ医療機関	電話番号	常備薬等(別紙添付可)

「三友会」が中心に名簿作成から安否確認訓練を実施
 ローラー作戦で支援者確保

1 取組の全体像

栄区からの名簿提供(情報共有方式)を受けて、三友会を中心にして5グループ別に分かれて要援護者候補を訪問し、支えあいカード(グループ責任者用と支援者用)を作成し、毎年更新を実施している。名簿やカードの原本はグループ責任者

5名が保管する。2019年11月、支援者が要援護者宅を訪問する安否確認訓練を初めて実施、新しい要援護者支援の一步を踏み出したのは特筆される。



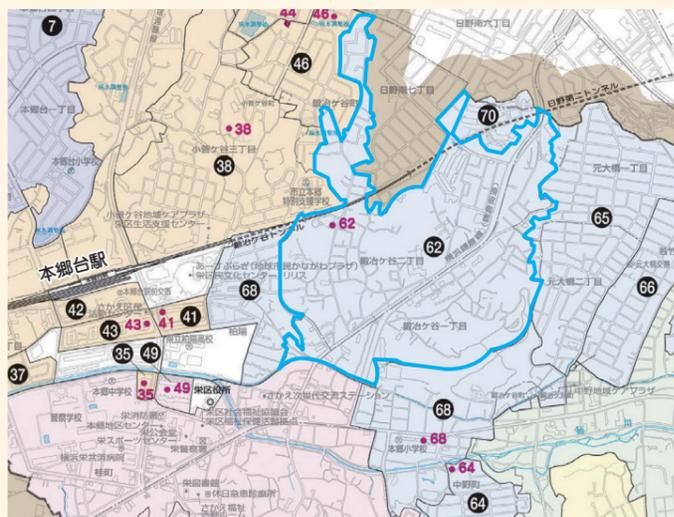
2 地域及び取組の概要

◆ 地域の概要

栄区中央に位置し、鎌倉街道を挟むように立地する地区で、1,570世帯、100組からなる大きな規模の町内会である。戸建が多いが、マンションも多く立地する。
最寄駅は、JR根岸線本郷台駅、港南台駅であるが、鎌倉街道を走るバス便がメインとなる。本郷台駅方面とは環状4号線を通してつながる。

◆ 取組のきっかけ

災害時の要援護者支援は、民生委員を中心とした見守り活動の一環として構想され、鍛冶ヶ谷町内会では、市が推奨していた民生委員、保健活動推進員、シニアクラブの代表者による「三友会」を結成、見守り訪問活動として、スタートした。
この取組は、2007年に手上げ方式で開始し、2010年からは区役所と協定を締結し、名簿提供を受けた（同意方式への移行）。2013年度には情報共有方式による名簿提供に移行し、情報の更新に活用してきたと言える。



3 名簿に関する内容

本町内会の要援護者支援は、町内会防災担当と「三友会」を中心に取組まれている。三友会は、高齢者家族の訪問、見守りを行い、住民の抱えている問題や実状についての情報交換や解決に向けた取組を行って、メンバーは11人からなる。
最初の手上げ方式で募集した際の要援護者は約120人。その時の要援護者は、高齢者や障害者の他、妊産婦なども対象にしていた。その後、同意方式、情報共有方式で区役所から提供される名簿を基に訪問活動を行い、対象者の更新を行い、現在は約130人となっている。

区役所から名簿の提供を受けると、民生委員が中心になって、複数の三友会メンバーと一緒に最初の訪問を行う。現在は、情報共有方式による名簿に基づいた訪問となるので、何度訪問しても不在を装われる方や、趣旨を理解いただけない方などに苦労する。



4 名簿活用に関する内容

◆ 訪問による調査、支えあいカード等の作成

最初の訪問活動で趣旨を理解してもらい、本人の身体の状態、家族構成、電話番号、支援できる人の有無などを確認のうえ、支えあいカードに記載する。支えあいカードは、区のひな型を参考に、グループ責任者の民生委員が保管するものと支援者用のものの2種類がある。



訪問活動を通して作成した名簿やカードの原本は、グループ責任者（民生委員）5名が保管する。
防災担当や三友会だけが閲覧できる要援護者マップが、5グループ別（地区別）に作成されており、見守り活動や支援活動等に役立てられている。

◆ 見守り活動、名簿更新

町内会全体を5グループ（5人の民生委員がそれぞれ担当する地区）に振り分け、各グループ責任者を民生委員が、サブ責任者を主にシニアクラブの方が担当し、要援護者の見守り活動を実施している。
三友会が中心に、毎年要援護者の名簿情報、支援者の名簿情報を更新し、各グループ別に整理することになっている。

◆ 支援者の募集

現在の要援護者は130人程で、それに対して支援者は182人となっている。
最初に支援者を募集した時には応募数は20人と少なく、すぐに再募集を行い、ローラー作戦の形で依頼したら250人まで膨らんだ。しかし、それも現在182人まで減り続け、支援者の確保、拡大が課題となっている。



支えあいカード（町内会用）

町内会用

令和 年 月 日

災害時要援護者支えあいカード(1)

No ー

私は鍛冶ヶ谷町内会支えあいカードの趣旨に同意し、町内会が下記の個人情報を災害時の要援護者の支援活動に使用することを同意します。

集合場所		組番号			
災害時 要援護者	フリガナ		性別	血液型	生年月日(年齢)
	氏名		男・女		大正・昭和・平成・令和 年 月 日()
	住所	電話			
同意者	氏名	印	要援護者との関係		

<災害時要援護者の状態> (該当するものに○をつけてください。)

要支援(1・2)、要介護(1・2・3・4・5)、妊産婦、乳幼児、75才以上の高齢者

障害：身体(聴覚・視覚・言語・四肢・内部)、知的、発達、精神、()

身体等の状況

.

.

<災害が発生した時の必要な支援内容>

情報伝達 避難誘導 避難支援 医療器具確認

支援時の要望事項 ・避難に車いす(要・不要 / 所有・無)

.

同居 家族 (要援護者 を除く)	氏名	男・女	氏名	男・女
	氏名	男・女	氏名	男・女
	氏名	男・女	氏名	男・女

<緊急時の連絡先>

氏名	関係	住所	電話

<かかりつけ医療機関>

医療機関名	受診科	住所(分かる範囲で)	電話

支えあいカード（支援者用）

支援者用

令和 年 月 日作成

災害時要援護者支えあいカード(2)

No

集合場所		組番号	
------	--	-----	--

<要援護者情報>

災害時 要援護者	フリガナ		性別	血液型	生年月(年齢)
	氏名		男・女		大正・昭和・平成・令和 年 月 ()
	住所				

<要援護者の状態> (該当するものに○をつけてください。)

要支援(1・2)、要介護(1・2・3・4・5)、妊産婦、乳幼児、75才以上の高齢者

障害：身体(聴覚・視覚・言語・四肢・内部)、知的、発達、精神、()

身体等の状況

.

<必要な支援内容>

情報伝達 避難誘導 避難支援 医療器具確認

支援時の要望事項 ・避難に車いす(要・不要 / 所有・無) ・酸素ボンベ使用(有・無)

.

<支援者確認項目>

支援者氏名					
①	安否確認日時				
②	要援護者の安否	確認出来ず・無事・負傷(軽傷・重傷) 状況：			
3	家族の 在・不在	氏名	在・不在	氏名	在・不在
		氏名	在・不在	氏名	在・不在
		氏名	在・不在	氏名	在・不在
	家族等との連絡	未・済(連絡済先：)			
4	居宅の状況	建物等	異常：無・有(亀裂・傾き・半壊・全壊)		
		屋内	家具等の転倒・散乱(無し・一部あり・酷い)		
5	ライフライン	電気(来・停電)、水道(出・断水)、ガス(来・停止)			
⑥	避難誘導先	自宅・他()	⑦	避難時の施設：済・未、電源遮断：済・未	
8	常用薬の服用	無・有(残 日分)	医療情報特記：		
9	被害状況等(例：〇〇宅のブロック塀が倒れている)				

確認事項①、②、⑥は必ず記入ください。その他はできる範囲で結構です。

確認事項⑦は避難誘導先が自宅以外の時に確認してください。(但し、危険のない範囲で)

5 安否確認訓練の実施

要援護者の中には、「災害時には助けてもらいたいが、日頃の周囲との交流までは・・・」といった意向もあり、要援護者と支援者との情報共有は図っていなかったが、双方の密接な関係も必要との思いから、まずは安否確認訓練だけでもやろうということになった。

しかし、これまでの避難訓練では、実際に要援護者宅の訪問までは行っていなかった。より実践的な訓練とするため、2019年11月第2土曜日の8時半から11時の間、支援者が要援護者宅を訪問する訓練（安否確認訓練）を始め、これまでとは違う第一歩を踏み出した。なお、これまでの自主防災訓練は、9月1日に実施しているが、これと分けて実施するようにした。

11月の安否確認訓練の一カ月前には、区からも個人情報取扱に関する研修も含め、役員と一緒に、支援者への説明会を開催した。個人名宛てに防災訓練や説明会への参加を呼びかけたところ、100人中45人が参加するという効果があった。

災害時には、グループごとに決まった場所に支援者が集まり、グループ責任者（民生委員）、サブ責任者（シルバークラブ）からの指示で、支援者が安否確認等を行うことになっている。

安否確認する訓練の具体的な内容は、次の4つの活動である。

- ① 5グループが各集合場所に参集し、人員を確認
- ② 無線を使った情報収集伝達
- ③ 支援者等が要援護者宅に訪問し安否確認
- ④ 本部でホワイトボードに情報記入

初めての試みのため、事前に訓練に協力してもらえるよう、要援護者を各グループ2人ずつ承諾を得てから行うようにした。実際に、要援護者宅を訪問してみると、自宅内に招かれ会話も弾み、予定以上に時間がかかることもあった。

グループ別の参加人員：

	支援者(人)	安否確認支援者(人)
1グループ	13	44
2グループ	11	13
3グループ	20	9
4グループ	22	17
5グループ	9	13

訓練実施後、支援者等が振り返りを行っており、発災時に向けての課題や、要援護者に配慮すべきことを共有するきっかけになっている。（P37表参照）

〈図 令和元年11月実施の安否確認訓練の流れ〉

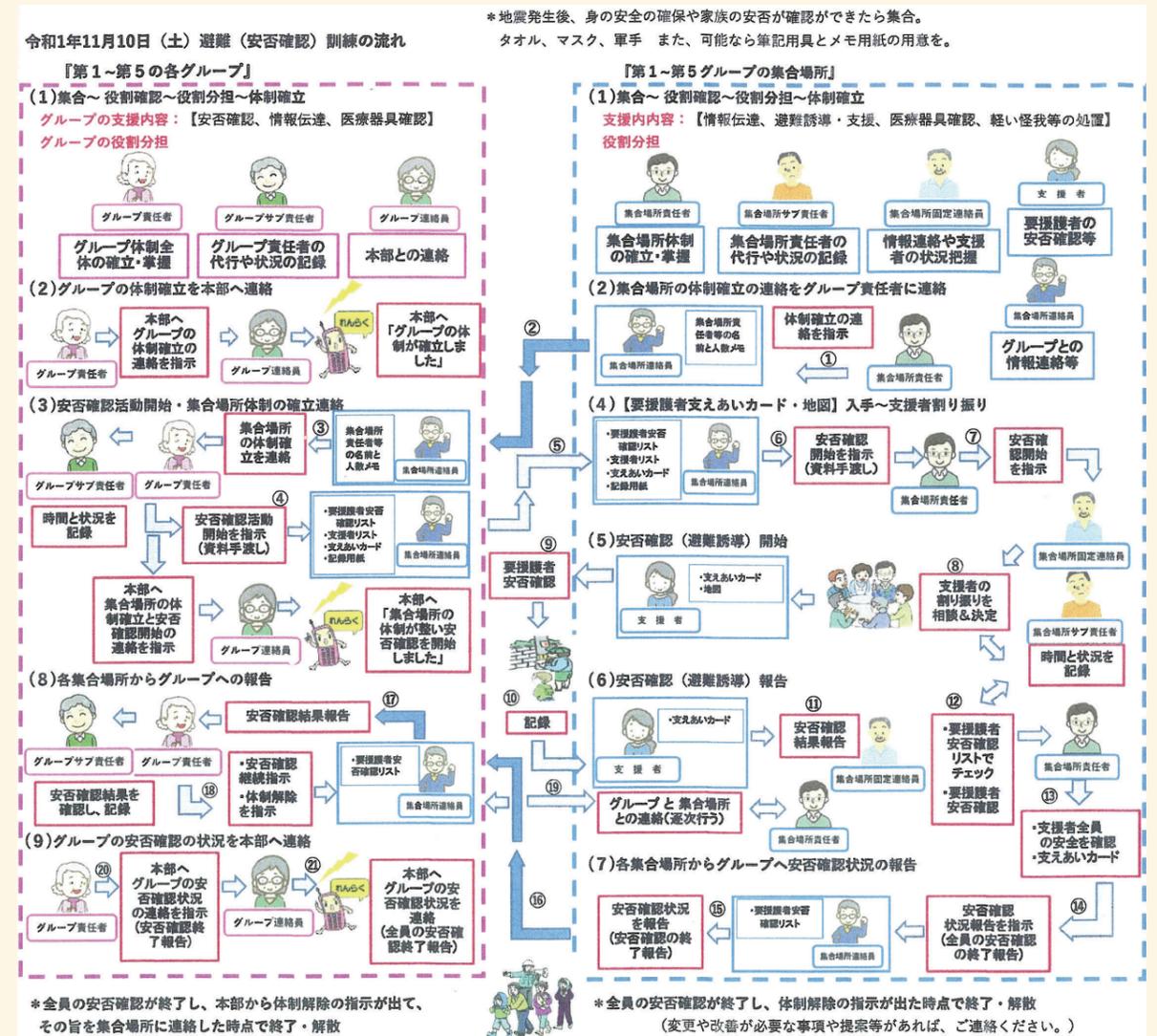
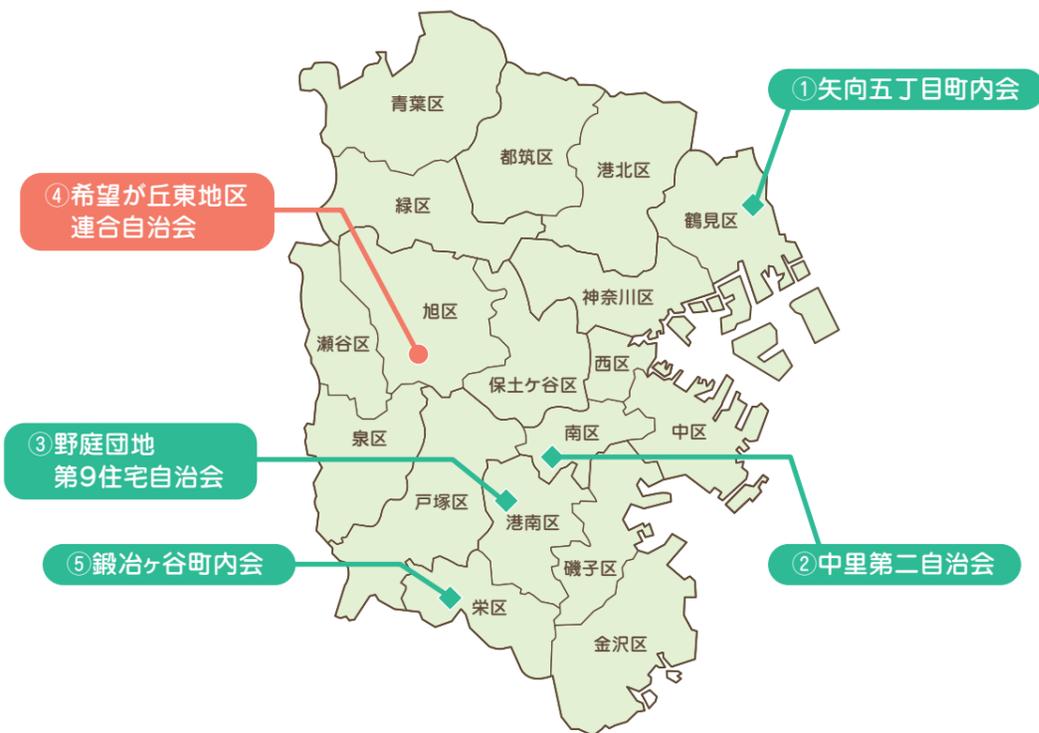


表 安否確認訓練を実施した後の主な意見（抜粋）

準備・計画について	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者への連絡は、紙面ではなく電話連絡にすべき。 ● 安否確認リストに支援者の名前や終了情報を記入できるようにするとよい。 ● 避難要件として建物、崖、出水など周囲の点検、観察をしていない。 ● 安否確認後の避難支援体制がない。
服装・装備について	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷物は手提げ袋ではなく、両手をあけるよう背中に背負うものがよい。 ● 支援者は腕章等よりゼッケンが目立ってよい。
安否確認の活動について	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者のリストは、住所分類がしてあり、効率よく確認できた。 ● 町内活動を通じて顔の見える関係ができてよかった。 ● 要援護者が訓練に参加したことで、民生委員以外にも支援者がいるのを理解してもらえた。 ● 要援護者が多いのに、支援者は少ないので細かい活動はむずかしい。 ● 安否確認はゆっくり丁寧に行えた。階段など車いすから降りられるか見ることができた。 ● 役員は、集合場所にとどまることなく、支援者と一緒に要援護者宅に行くのがよい。

この事例集で 取り上げている地域



● は同意方式で ◆ は情報共有方式で区役所から名簿の提供を受けた自治会です。

同意方式

区役所から自主防災組織等に「名簿提供について同意した対象者の名簿」を提供する方式

情報共有方式

区役所から自主防災組織等に「名簿提供について拒否の意思表示をしなかった対象者の名簿」を提供する方式

同意方式、情報共有方式で名簿提供の詳しい流れは P7 を御覧ください。

	地区名	およその世帯数 (ヒアリング時点)	区役所との 協定締結時期
情報共有方式	① 矢向五丁目町内会	1170	2017年11月
情報共有方式	② 中里第二自治会	525	2015年3月
情報共有方式	③ 野庭団地第9住宅自治会	300	2016年10月
同意方式	④ 希望が丘東地区連合自治会	5760	2015年10月
情報共有方式	⑤ 鍛冶ヶ谷町内会	1570	2014年2月

この事例に関するお問い合わせは横浜市健康福祉局福祉保健課まで
☎045-671-4056 FAX: 045-664-3622

参考資料の紹介

横浜市では、地域の防災、減災への課題を解決するため、地域の共助による取組を支援しています。

災害時要援護者支援の取組に迷ったり、課題に直面した時には、以下の資料もあわせてご覧ください。

地域ぐるみで災害対策 災害時要援護者支援ガイド

1

災害への心構えや事前準備、災害時要援護者の状況ごとに必要な配慮事項などをまとめたものです。
地域の共助だけでなく、要援護者やご家族に自助について学んでいただくためにご活用ください。

〈URL〉 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>



共助による災害時要援護者支援の手引き

2

要援護者を地域の皆で支え合う体制をつくるための方法や取組内容・ポイントを整理したものです。
具体的な活動を載せたこの事例集に対して基本的な事項をまとめたものになっています。防災活動をはじめとした地域の活動などにご活用ください。

〈URL〉 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>



まちの安心安全につながる ヨコハマの「減災」アイデア集

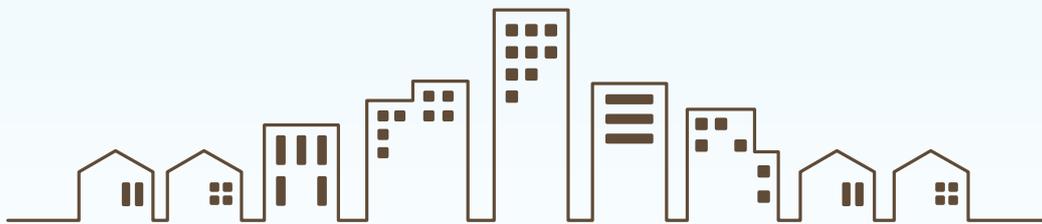
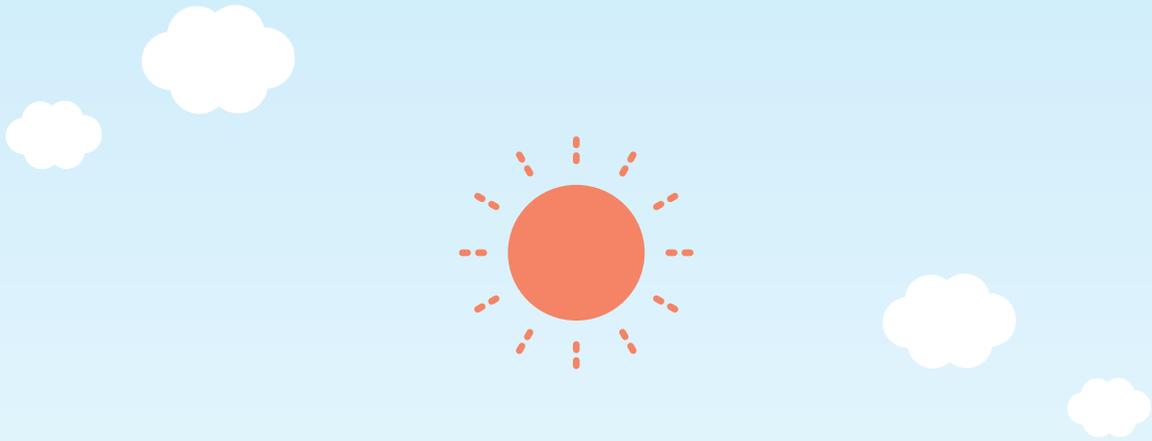
3

災害時要援護者支援に限らず、地域の特性に合わせた先進的な取組を進めている自治会・町内会などまちの防災組織の活動事例をまとめたものです。

「防災担当になったが何をすればよいか分からない」「訓練がマンネリ化している」など防災活動における課題解決に是非お役立てください。

〈URL〉 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/>





お問合せ

横浜市 健康福祉局 福祉保健課
☎045-671-4056 FAX:045-664-3622

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

令和2年5月7日から
こちらの住所になります。

〈協力〉特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク
発行：令和2年3月